⑻　ローカル５Ｇの無線局（施行規則第15条の２第１項第２号又は第７号の４に掲げる無線局に係るもののうち、河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）にあつては、送信装置のフレーム構成を記載すること。 （記載例） 「平成31年総務省告示第23号に規定する同期方式」又は「平成31年総務省告示第23号に規定する準同期方式」	［新設］
⑼　［略］	⑺　［同左］
［24～37　略］	［24～37　同左］
別表第二号の四　特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の６、第20条の９及び第25条の２関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）	**別表第二号の四**　特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の６、第20条の９及び第25条の２関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）
［様式略］	［様式同左］
［注１～16　略］	［注１～16　同左］
17　16の欄は、次によること。	17　［同左］
［⑴～⑶　略］	［⑴～⑶　同左］
⑷　携帯無線通信を行う無線局及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であつて、特定無線局（施行規則第15条の２第１項第２号又は第７号の３に掲げる無線局に係るもののうち、河川、湖沼その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）に係る申請の場合は、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。 　また、ローカル５Ｇの無線局であつて、特定無線局（施行規則第15条の２第１項第２号又は第７号の４に掲げる無線局に係るもののうち、河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）に係る申請の場合は、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。	⑷　施行規則附則第７項の規定により、当分の間、施行規則第３条第１項第５号中「水域」を「区域」と読み替えて適用する携帯無線通信を行う無線局であつて、特定無線局（施行規則第15条の２第１項第２号に掲げる無線局に係るもののうち、河川、湖沼その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）に係る申請の場合は、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。
［⑸～⑻　略］	［⑸～⑻　同左］
⑼　ローカル５Ｇの無線局であつて、特定無線局（施行規則第15条の２第１項第２号又は第７号の４に掲げる無線局に係るもののうち、河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）にあつては、送信装置のフレーム構成を記載すること。 （記載例） 「平成31年総務省告示第23号に規定する同期方式」又は「平成31年総務省告示第23号に規定する準同期方式」	［新設］
⑽　［略］	⑼　［同左］
［18～29　略］	［18～29　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受けている無線設備規則第三条第十五号に規定するローカル５Ｇの無線局については、この省令による改正後の電波法施行規則第四条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。